

琉球大学学術リポジトリ

羅布桑却丹著『蒙古風俗録』（三）

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2010-10-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 辻, 雄二, Tsuji, Yuji メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/18269

羅布桑却丹著 『蒙古風俗録』 (三)

辻 雄 一 訳

Mongrol-un jang arali uilehuri
by Lubsangcoyidan

第十一章 新年儀礼

新年儀礼は決められた規則がある。月日は三十日を一ト月とし、三百六十日を一年とする。この規則に沿って推算し、三百六十日目となる日が新年である。閏月などはなく、一年を四つに三ヶ月ずつに分け、春夏秋冬それぞれ三ヶ月になるわけである。閏月がある場合は、その季節が長いという言い方をし、正月・二月・三月の中に閏月があれば、「春長」といい、秋の三ヶ月に閏月があれば、「秋長」という。このような区別の仕方では四季の長短を表現する。

昔から最も重視していた節は春分・秋分・夏至・冬至の四つで、この四つの節句が一番大事である。元の時代に、浩伯来罕は西藏の帕克巴喇嘛を国師に招いて、蒙古文皇曆と憲書、西藏文曆図の一部を翻訳して、初めて年中の二十四節気を知った。三年の間に一ト月三十日余の閏月が必ずあり、曆図を見れば、一ト月を三十日とするのと、二十九日にするところがあること。また月に満月と半月の区別があること等が分かった。そして三十日を一ト月とする「大建」と二十九日を一ト月とする「小建」を決め、改めて一年の四季を区分した。甲乙は盛んで、万物が発生する季節を夏。戊巳は終わりで、万物が実る季節を秋。壬癸が物を貯蔵する

季節で冬。庚辛は万物が芽生える季節で、その根源が春の正月である。このような由縁から、蒙古人は紅白の慶事や祝賀の大典などを行う時、白い贈り物をまず尊ぶ色として、最高に重用する。次は青い贈り物を喜ぶ。したがって親戚や友人の交際往来には、すべて白色の物を第一に使う。白絹で作られたハダ、白馬、白駱駝が最高で、次は青馬、青絹を貴重な贈り物とする。蒙古の贈り物では「九白」を重んじる。

新年を迎える儀礼としては、十二月二十三日の夜に、火の神を祀る。供物には羊の「烏義」一つと、乳酒、白絹、香草があり、蓬の茎を箸の形にして、火をつける道具とする。肉の入った粥を大きな盆の中に盛り、竈に柴をたくさん積み上げる。家の主人は男たちを従え、その一番前列に跪き、家中の婦人はその後ろに跪く。主人は竈の中の柴に火をつけて、香草、白絹の順に燃やし、そして乳酒をかけて、蓬の箸で烏義を取り竈にいれ、粥も全て燃やして、火の神に祈祷の詞を唱える。主人は「三十日は一ト月で、三百六十日で一年になるが、この十二月二十三日に火の神を祀る。家人と馬などの家畜が年々吉祥平安で災いのないように加護をお願いします。」と唱え、全員が額を地面につけ辞儀をし、儀礼が終わる。そして、長幼の順に座席に座り、直に過ぎ去る年の儀礼として、家族全員が一緒に座って、肉と酒のある食事を食べる。これが終わると、

二十三日から二十九日の間は新年の用品を買ったり、家の掃除をしたり、食物を準備したりして、各家は非常に忙しくなる。二十九日には、家の右側に供え台を設けて、神仏や祖先の位牌を供えて、供物を並べる。供物は九種ある。茶・梨・棗・米・薬材の根・野花・乳餅・乳酒が、「戒食」として祖先を祀る場所に置かれる。また各家では蓄えによつて、それぞれ男女の服を用意する。そして二十九・三十日には、供物はすでに供えて、家長は家の人々を連れて供物台の前に参拝の礼をする。礼を済ませてから牛・羊の烏義・肉・酒などを机に並べ、一家が机を囲んで食事をする。年長者は上座に座り、ほかの者は長幼の順序で座る。嫁などの婦人は、下座に座つて上座の人に酒を注ぐ。酒を一杯飲んだら、家事を管理する長者が挨拶する。彼が言うには今日の宴は古い年を送り、新しい年を迎える宴である。みなで共に飲食をし、共に長寿を得て吉祥な日々を送り、毎年を同じように楽しく過ごすことを祈るといふ。次に年長の祖父が詞を述べる。年末の十二月二十三日は新しい年を迎える日であるとか、子孫たちは長寿・福貴に恵まれ、いつまでも幸せで、家庭生活を楽しく過ごすなどの縁起の良い話を言う。そのような話をするとか、子孫たちは言葉通りに共に福寿を受け取るなどと答え、礼をし食事を済ませる。三十日の夜には、家事を管理する人に父母などがいたら、裕福な家では銀錢を包み、捧げて親孝行をする。三十両か、五十両くらいである。また家人にも新年の錢を配る。貧しい家では少ないが、同じように一人一人に配る。蒙古では、裕福な家でも貧乏な家でも、新年に金を配る風習があり、古くから守られている。年長者は新年の贈り物を準備し、一つ一つに分けて包む。錢とか煙草、手巾の類である。幼い子供が新年の挨拶に来ると、年を増した礼として贈る。これも新年の儀礼である。

三十日の夜には参拝の礼も済み、錢も配り、その一年の事を全て処理

すると、翌日は正月一日である。朝早く起き、日の出の前に家の主人は服装を綺麗に調え、家族を連れて西方の祖先と天地、各地の神仙を参拝する。それから順に家長は父母、兄弟、義理の兄弟、配偶者に挨拶をし、みな互いに挨拶をする。そして宴席を設け、茶と酒を準備し、村や部落からの客を待つ。村の人は長幼に関わらず白いハダを準備して、人に会つたらまずハダを贈る。互いに挨拶をして新年の祝いをする。座席につき茶や酒を飲み、少年たちは傍らに立つて新年の歌を唱う。人々は一緒に唱い、飲んで楽しむ。一日から五日まで、村では内と外の区別がなく、楽しみたければ歌を唱い、喉が乾けば酒を飲む。毎年、新年はみなこのように過ごす。またこの時期は村中で拝賀が行われ、縄跳びや鞠つき、鞞などの遊技も行われる。五日から十五日までは正月の親戚廻りの期間である。新婚のいる家ならば、親戚廻りを大事にする。新郎の家から新婦の家にいき、贈り物にはハダと、正月に食べる様々な食物がある。新郎と新婦は酒とハダをもつて新婦の家にいき、挨拶をする。世に言ういわゆる婿と娘の新年参拝である。蒙古の風習は最も新婚家庭の親戚廻りを重んじる。各族も同じように大事にする。実家や舅の家や、叔父の家など互いに親戚廻りで非常に忙しい。

蒙古で一番敬意を表す食物がある。牛や羊の烏義は上等な食物であり、羊の腰から後ろの半身も烏義と言うが、この烏義を煮込んで、大きな木の皿に盛つて机に出す。主人は客に三杯の酒を勧めてから、烏義をくずすように命じる。担当する者は右手に刀を持ち、左手に麻の布を持つが、片足で跪いて客に伺つてから烏義の肉を上に向け、刀の柄を客に刃を自分に向かせて肉を切る。切り落とし肉の厚さは同じだが、大きいものを選んで客に差し上げる。厳しい規則があるが、切り落とし肉の厚さが同じでないと失礼にあたる。烏義を五枚か八枚に切り、敬意を表す食物とする。この規則は王侯大臣から庶民までみな同じである。このため、

蒙古では烏義をうまく解体出来る人とこの肉をうまく作れる人はいい料理人とする。切る時に刀が傾いてもいけないし、肉の厚さが同じであることを良とする。神を祀る時や客を接待する時に宴席に出すが、烏義肉の切り方には規則がある。神には三枚で、鬼に四枚、人間の王などの上等な客には五枚というわけである。この烏義は蒙古では上等の食物だから、蒙古の上等階級の家では新年を過ごす時に必ず牛や羊の烏義を準備し、親戚廻りの時に完全な羊の烏義を振る舞ったならば、最大の敬意を表したことになる。蒙古の新年及び各宴会によく烏義を使い、それが一番良い物である。

蒙古語では正月のことを「察竿撒拉」という。庚辛月と訳す。昔から一年の始まりと終りを重んじるが、正月は始まりの月で、十二月は終わりの月である。蒙古人は正月を一番重視する。蒙古では正月一日から十五日までの半月が最も賑やかで、親戚関係のある人はみな互いに訪ね合い、数百里離れていても新年の挨拶をしに行くのは親戚間での儀礼である。

第十二章 政署法律

大昔、蒙古は幾つかの国に分かれて、それぞれに罕と呼ばれる国王がいた。領土の広い国の罕は「罕王」と呼び、狭い国の王は「長官」と呼んだ。近接している国の幾つかの郷や国は、一方所に集まって盟長の意に従い相談する。大きな国は盟長が一名いて、左右副盟長二名と協力して国政にあたる。盟長は総じて罕の一族より選ばれる。左右副盟長の任には選ばれるのは善良な人で、もちろんどんな一族であっても歳は四十歳以上で、全国の風俗人情に通じ、品性温厚にして忠実であり、また公

明正大な人が選ばれる。副盟長は国政を助ける重要な任務である。

その他に各部落には十家長・二十五家長・五十家長・百家長・五百家長から千家長に至るまでいて、それぞれ各家長には管轄範囲がある。各部落の長は公私の事務を処理する時、定例と法律を守り、秩序を遵守する。長は得られるものに応じて取って、昇進も降格も規則通りにして、随時該当部落の事を処理し、決して欺くことはない。部落には四季に一度定例の会議がもたれる。盟長会議は三年に一度で、また緊急の要件があるときにも行われる。各部落の長は十家長を派遣して、各所の長に通知を出して、大会の準備をする。すべて整えたら、盟主に報告し、どこで行うかを伺う。盟主は人を派遣して、水や草の良いところを調べ、そこを会議地として指定して、各部落に通知し、時間通りに来るように知らせる。従来、蒙古には四季の各季節毎に移動する習慣があり、決まった住処もないため、先ず事前にどこで会議を行うかを決め、それから十家長を通じて各部落に知らせ、会議の期日を決める。盟長会議の日には、各部落の長は皆、車輛や天幕、飲食物などを準備して、羊や牛を数匹連れて、会議が行こなわれる場所に集まってくる。盟長の処ではまず天幕を張る場所を長の位により指定して、各長の泊まる場所を手配する。各天幕は全て盟長の天幕を中心に、遠く離れた場所であり、係の者が到着状況を調べ、全員が揃ったら盟長に報告する。そして会議が始まる。部落の大小、事情の軽重などにより、どの部落の事を先に議論するかを定めた法律もある。処理すべき事が多ければ会議は半月くらい延び、少なければ七日八日で終わることもある。この盟長会議の期間内で、各部落の重要な事件を全て報告し処理すべきで、財産分与や分家、爵位の世襲、養子、境界線の争い、喧嘩などの事件を会議で一つ一つ報告し、判決を受ける。このような国事に関わる立法と行政については、成吉思

罕の時に改めて詳細な数条の法律が作られ、蒙古で共通に実行される法律とされた。成吉思罕の定めた欽定数十條の法律は

一、牛や馬、羊を飼育する人はその飼育を生計の基礎とし、家業とする。

一、国法に従い税を納めなければならず、牛、馬、羊を納めることとし、銀などの財貨、布、食糧を納めてはならないとする。

一、納める額を決め、違反してはならない。満一年になる羊九匹は牛一頭に相当し、満三年になる牛二頭は馬一頭に相当し、満五年になる馬は騎馬と呼ばれる。駱駝は特別な家畜とする。

一、各家の納める額を決める。羊百匹までを所有する家は、満一年になる羊を十匹納める。牛百頭までを所有する家は満三年になる牛を三頭納める。馬百頭までを所有する家は満五年になる馬を二頭納める。

一、国のために軍に入隊する責任のある者を決める。国内の台吉族、塔布囊族、戸業個族、哈爾楚族から、一戸当たり一名を兵士に出し、十八歳で入営に合格し、四十歳までを兵役の期間とする。この四族以外の族の者は兵士になってはいけない。ほかの族の者が偽って国軍に入り、これが調べて確実ならば、軍法に従って厳しく処分する。

一、営規、官職を決めて、それぞれ官職を九等品職に分け、行動が正しく、規律を守る人に与える。協理一品、章京二品、梅倫三品、參領四品、佐領五品、筆帖式六品、坤都七品、布參戸八品、領催九品の九品官職である。この九品は全て営の事務を担当する人の官職となり、協理、章京、梅倫などの職は軍務を処理する要職である。參領という職は重要で、佐領四人を従える。筆

帖式は正・副職四人で、坤都も四人、布參戸四人、領催四人で、六六〇名の兵士を一営と数え、糸領職は兵營の数目を決める。

一、各族の人民及び家産は父親・長男の相続を中心とする。もし分家や別居の事情があつたら、兄弟の数と関係なく、長男は家産の三分余りを占め、その残りはほかの兄弟で均等に分ける。長男は父親の位を世襲し、正位を占める。

一、人民の結婚において、同族居住、同盟部落でのそれは認められない。また近親五服以内も許されない。女十七歳以上は皆夫を迎えられ、男十八歳以上も皆妻を娶り、家を成すことができる。しかし夫婦関係が不和ならば、夫は妻を離縁する権利がある。これに親友も干渉する権利はない。夫より書かれた離縁証明書に夫の指印があれば、再度結婚できる。

一、人民の結婚に携わる仲人に関する規則。両親の揃つた夫婦で、年が三十歳以上の人が許可される。その他妻と死別した者、未亡人、僧侶、尼、独身者はみな仲人になれず、特別に禁止される。

一、各戸において、若き未亡人がいれば、その兄弟と結婚することはできるが、それを強いることはできず、ほかに嫁ぐこともできる。その際、未亡人が再婚することを望めば、その子女は一緒に連れていくことはできない。

一、人民に訴訟があつた場合、まず本部落の長に報告して、処理を依頼する。その結果を不服とする場合は、盟主に陳情する。事件の軽重に関係なく、本部落の長は細かく調べて処理すべきである。

一、盗事に関する事件で、騎馬二匹と軍馬一匹を盗んだ場合は死罪とする。牛四頭を盗んだ場合も同様に死罪となる。本部落の人

が強盗と結託した場合は、それが明らかになれば、家族全員を部落外に追い払う。また衣服や財貨、首飾りを盗んだ場合は、公定の価格で盗人に罰金を払わせる。牛もその価格により、罰金を払わせるか監禁するかの処罰をする。また羊を一匹盗んだら三〇〇回の鞭打ちで、二匹ならば鞭は打たず、倍の羊を賠償させ済ませる。

一、強姦、誘拐、駆け落ちに関しては、被害者が十七歳以下の場合に、最も罪が重い。駆け落ちを企んだ男女は首枷をかけさせて全部落を廻らせ、衆人に罪を犯したことを知らしめる。

一、庶民で激しく人命に傷害を加えた者は、命をもって償うとし、罪が判明したら射殺に処す。もし双方が罰金によって罪を贖うという請願があれば、九五の額で許す。また誤って人命を傷つけた者はよく調べ、罰金によって罪を贖う。また長や父、兄に逆らう罪を犯したら、無期監禁となる。そのほかに該当の管理長も処分を受ける。

一、各部落において親族が無く、家が途絶え相続する者の無い家は、財産は該当長の処理により、公の財産とし、雑貨の項目に入れる。もし戦場で亡くなった者の家で相続する者が無い時は、官と部落長が調査をし、姻戚あるいは遠縁の子弟であってもこの相続を許可し、決して断絶させることはない。

一、台吉塔布囊族の人で、強盗と通じ結託することがあったならば、その人を本族から除名し、庶民に改族した後、永久に元の族に戻れることはできず、厳しく罪を問う。また台吉塔布囊族の人が反法治の罪を犯したならば、既に貴族であつても淨潔にするため、倍の罰を加える。

一、部落の戸籍についての規則で、旗に属する部落の人が移居する

ことよって、別の旗下にある部落にあつても、元の旗の原籍を離脱することはできない。また別の旗の部落長もその帰属を許さず、本籍に入ることはできない。このように原籍を法の定めに従い遵行し、外来の流民を禁止する。収容される外来戸籍がある場合は、一律法を守り、実行される。

一、国の出征において、戦いで亡くなった者のある兵營では、労役を受ける者、軍の糧を助成する者など、一年間定期的に省察され、その功に応じて軍功の帳簿に皆列挙される。そして功によって爵位や食禄を定め、一族の世襲とし、一律遵行される。

一、国の法律により、全国各戸は定められた納品物を差し出す。国に戦争のない時は、皆貢物が半減する。そのほか国が特別な事情がある場合には、随時納めるべき額をこれとは別に定める。国民は一律それに従うべきである。

このような法律のもとで蒙古を統治したのは成吉思汗であり、自ら調べ識別し蒙古の法律を作りあげ、それは蒙古の性質、風俗に合っていた。その後、清の崇徳年間に蒙古国王であつた靈丹罕は国政を乱し、無道が横行したため、各部落の蒙古長は避難し、清に身を寄せた。満洲崇徳君は大臣等と議定し、蒙古から投降する人を受け入れ、優遇した。蒙古各地の人々は風聞を聞き、次々と満洲へと帰服した。そして順治九年の時、蒙古はみな清へ帰順した。大清国に帰属した後、満人は蒙古人の心をも帰属させるため、蒙古での長職、爵位、貴族等をすべて昇進させ、原籍に安置し満足させた。これを蒙古長たちは大変喜び、満人の王に服従し、国王を無二の心で忠信し、その聖徳に感激した。順治年間には専ら蒙古のために、北京に理藩院を設立し、その中に六つの部門を置いた。そこで蒙古の元来の法律を調べ、直すことなく、ただ元の蒙古法律の上に何条かを加え、爵位を蒙古の人に与えて北京に住ませて、また定期的の上

京させ俸禄を与え、進貢として羊、馬、乳酒、乳製品を貢がせた。王公貝勒貝子が台吉塔布囊の爵位を世襲して北京に来た時、皇帝は格格を蒙古王侯の嫁として与え結婚させた。旗主が北京に上京する時には、宿泊費と旅費を与えるなどの条例は理藩院の院則に入れた。康熙十七年、蒙古では毎年天山と成吉思汗陵を祀る大祭があり、全ての部落を集めて行ってきたが、清朝に帰順してから、各部落は各地に散居して、遠く離れていたので、大祭に集まるのが不便であった。そしてそれを皇帝に報告した。すると皇帝が言うには、喀爾喀四部落は近くにある天山を祀り、天山南部の各盟は鄂爾多斯にある成吉思汗の陵墓を祀り、双方とも近くにある物を祀つてどこが問題なのかとなった。この案が内外蒙古の分別の始まりである。

それより後、蒙古では境界線や領地を巡り争いが生まれ、参領の定められた人口数なども争われ、ついには自ら旗主を立てようとし、これを皇帝に上奏して処理を願う事件が頻繁に起こった。そして康熙十九年の春三月、中堂宗大臣に処理を任せた。彼は蒙古人と一緒に内政を整理し、旗の境界や、国境の争いに取り組んだ。そして調べによつて、元來九つの官職があつて、参領の数は部落の数だつたことが解り、元の長の数に従つて旗数を決め、長白沙漠を境に、沙漠の北側にある喀爾喀四部落、五十七旗を外蒙古にして、沙漠の南にある六盟四十七旗を内蒙古とした。各旗には協理管旗章京を各二名ずつ置き、参領は部落を定めた後、それを書類にまとめ、理藩院に提出した。将来にわたり明白に事務を処理するため、内外蒙古の境をはつきりさせ、管轄権は全て清の理藩院に属することとなった。そして各旗に印務所を設立し、事務はそこで執り行われた。従来、蒙古では公の事務を処理する場所が決まっておらず、用事があればまず長に事情を説明し、皆を集めて会議を行うことを決め、どこでいつ集まるかを決めて、定期的に事務を処理する。各部落の人は何か

があつたら長の家に行き、事情を言つて処理を願う。このような情況は、清朝初めに至り改められ、旗の役所でそれぞれ行われるようになった。蒙古の風俗では元々人民の性質として訴訟などを好まない。もし争い事があつても、長と年長者の合議によつて解決してきた。長が善良な人であれば、訴訟のようなことがあつても双方を慰め、説得し処理する。罰を与えるかどうかをその場で決め、後に悪い影響を残さず、和解を旨とした。しかし清朝以来、蒙古での事件訴訟が多く、役所での審理にもそれを名目にして役所の修繕費や大小の賄賂が横行した。そして満洲や漢人の規則半分、蒙古の法律半分を用いた清朝のやり方が行われ、清朝の退位、民国の成立以来、ついには蒙古の元來の徳を忘れて、漢人の悪習に伝染し、民国に随い悪事の蔓延る役所になつてしまつた。

第十三章 賞罰刑具

古來より規則を以て賞罰を決めた。功績ある人には報奨を与えるが、それには三種があり、自己のため、衆人のため、国のための三種の類である。いずれも皆、功績をたてた人に対しては、その実証に依じて国の報奨を与え、自己のための功績であつても、能力があり大事業を行うならば、国体に関係し、衆人のために功績を挙げれば、例えば自己の財産を使つて公の事を処理するなどのことがあつたならば、部落の長に報告し、功績として記録され、国の定めた報奨が与えられる。また国のために軍隊に入り、兵士となつて一生懸命敵と戦い死んだ人は、血を以て功績をたてた人と同じく、最高の等賞として国の報奨が与えられる。この他にも、国に馬を二百頭以上、或いは財貨二千両以上を献上した者は名前を記録に留め、軍功として国の報奨を与える。この三種の内では軍

功が最も重大な功績である。

このため蒙古に王公爵が多いのは、古来皆軍功をたてた者であるからである。軍功をたてたならば、朝廷は王公爵の地位と爵位を与え、後に子孫がそれを世襲し、さらに軍功をたてれば爵位を高め、世襲するからである。このように古代から蒙古の賞罰は明白ではっきりしていた。故に富豪家には、国に忠義を尽くし誠意をもつて、馬二千頭、三千頭を献上し、兵役を免除される人も多い。そして軍馬を助勢した功績により、公爵の爵位を得る。このような例は文書に記録して、王侯と同じように処理する。その他には、功績の大小により賞品を与える。賞品はみな羊であるが、功績の大きな者には褒美として九五を与え、功績の小さな者には一匹を与える。また褒美の他に、国には官吏の等級を定める例があり、特別な事情がない限り、昇級を与えることもできる。この例の他に功績を挙げた場合には、原籍の旗に報告しないと無効になる。すべてを原籍の旗に報告してから、旗の事務所はその事情を調査し明らかにすると、長が許可して功績として記録される。もしそうでなければ、原籍の旗に報告しないまま、余所の地でたてた功績は本地では無効になる。

社会が成立して以来賞罰はあり、国法に定められた後には更改されたことがない。また驛站についても規則があり、その道のりと停車場の大小によって、食も定められていた。中等の食事では十人につき羊一匹、長三人につき羊一匹である。このような定めを以て執り行われた。さらに、逃亡中の賊を捉える旅をした場合には、その全行程の距離を勘案し、賞罰には全て羊を充てる。その際九匹の羊は牛一頭に相当し、平常は決算をする時に牛と羊を資財とし銀に換算する。羊一匹は銀一両、牛一頭は銀八両、馬一匹は銀十五両に換算する。これは旧例によって定められたもので、俗に老官売と称されるものである。

そして刑具については、役所に近い監禁する牢には木檻が全て備えら

れていた。主に使う刑具は鞭、顔面を打つ皮板、棍棒、縛縄、鎖、手枷、足枷、竹鞭、板、首枷、生の牛皮、弓矢、槍などで、これらを用いて罰を与える。死刑にもこのような刑具を使い、古来罪人を処罰した。昔は斬殺や、手足を切り落として滅多突きにしたり、絞殺する等の極刑はなかった。もし死罪と決められたならば、刀は使わず弓矢で射殺し、極刑に処すにあたり頭を切り落とす等は最も禁止された。したがって普段羊や牛を殺す場合も首を切るようなことは皆無であった。生命のある生物に対しては、頭を切つて身体と分離させることは忌み嫌われた。そのため古代の処罰には首切りが禁止されていた。裁判に際しては、命に関わる案件と盗賊に関する案件について、最も厳しく処理し、一切の私情を交えない。次に逃走や誘拐などの事件も重く処罰する。そのほか各種の案件については、罪の程度により罰金或いは処罰を与える。鞭打ちの罪人は十回から五百回までの鞭打ちで、顔面を打つのは十回から二百回で、それを越えてはならない。枷の処罰には三種類があり、一番重いのは首枷で百二十斤、二等は六十斤で、三等は三十斤である。全て罪により、それを科せられる日が決められるが、十日間、一ヶ月から百日までである。また罰金を取る場合は十九から九十九までで、それを越える額ではない。

このような賞罰の方法は、後の清代になって改正され、賞罰の規則も半分は昔の旧法を使い、半分は清朝の法を使った。蒙古の各旗王は定期的に北京へ上京するが、いつも随員と護衛を連れて行く。上京に随うると三回の後には、旗王から勞いの賞品が与えられる。或いは職務と昇進が与えられる。各旗とも同類一律にこれを行う。このような風俗は、清朝以来北京にある各旗の印務処に行く専門員がおり、理藩院に褒賞や俸給をもらいに行くようになった。このような者は北京差使と呼ばれ、三年勤務につくと、必ず一階級昇進する。北京差使を勤めることができな

い場合は、休職も許される。このような監察処理は全て旗の印務処が行う。本来は正職と副職の協理二人が旗の北京駐在を管理し、梅倫參領は上司に報告せず、本旗の印務処に任せてその人選を行う。ただし協理管旗章京の欠員は盟長に報告し、理蕃院に転送し、この職の人選について伺いをたて、理蕃院で記録して後任命する。蒙古の各旗の管轄はすべて參領により額数を決めるが、まず該当する旗を調査し、その定められる定額数を見れば、その旗の面積と人口も分かる。

第十四章 審判規則

古代以来この族には、人々の間に起こる争い事の是非を定める規則をもつ部落社会があった。どのような事件があっても皆に周知し、その上で判決を受ける。そしてその社会についても規則がある。各部落では一つの会を作り、会長一人と副会長二人を年長者から選ぶ。同じ会に所属する部落の成員は、争い事などがあつたらすぐこの会に報告し、処理を願う。会長は定期的に会員を集めて会議を行い、事件の処理を相談する。そして境外に追放するか罪として処罰を与えるかを会長と年長者の相談により解決する。会長と会員が相談で決めたことには、誰も反論することはできず、皆それに従う。成吉思罕の時、蒙古法律が作られ、そのうちの教条は昔の社会規則を受け継いでいる。審判員は四十六歳以上で、経験の多い者となる。事件の是非を分別することは煩雑で難しいため、年の若い者にはできない。そのため審理をする際に、年長者三、四人がいて一緒に事件を審理する。事情を詳しく調べてから該当する罪を決める。但し、審判には人間が一時的に無実の罪を着せられることも避けられないので、各部落の長は公所を設けて〔蒙古語では札薩克〕、審判に

関わる事を処理する。審判員の定員は協理者一名、協領者一名、梅倫者一名、參領者一名で、記録員二名、陪審員二名である。みな定期的に順番で職務に当たる。公の事務を処理する時、管轄の面積が大きい場合は一ヶ月に一回交替して、面積の小さい部落では毎月の一日から十五日まで交替する。交替する者は事務の引き継ぎを後任の者に説明し事件を処理する。もし盟長がその職にあたる場合は、職員として六ヶ月間勤務する。定期的に年長者を選んで審判員にし、堂官の職を与える。盟長の処或いは旗務公所で審判を行う場合は、旗長は正位に座り、右から協理、堂官の順で、左は協領、梅倫、參領、記録員の順で座る。陪審員は訴訟を起こす人が跪いた両側に立つ。そして協領から事情を聞き、堂官はそれを詳しく審問する。真実が判明した後、処理方法を相談し決め、案件は完結する。もしその期間内に審理を明白に出来なかつた案件は、次の期間に先送りする。

案件を審理し、判決する規則は二種類がある。台吉塔布囊族の者が、訴訟を起こす場合には、西書房において処理する。それ以外の民間の者の訴訟案件は東書房で処理する。西書房は内務事務所で、東書房は旗の公務事務所である。この分別は、やはり右を上として左を下とすることによる。案件を審問して事情をはつきりさせたら、堂官を集めて罪を定め処罰を決める。その後旗主に報告し、押印の後その記録を保存し、完結する。本旗での訴訟について不正や不明があつた場合には、盟主に上奏することができる。盟主から委員が派遣され、該当の旗の公所に赴き、審判の調査を行い、その記録を写して盟主に報告し、改めて審理する。もし盟主会合がない時は会合の日まで待つ。会合の日に、その訴訟をおこした者を呼び自ら審理する。盟主の決めた審判は再び該当する旗の公所に転送され、判決を実行する。旗以外の者から訴訟があつたならば、該当の旗の公所に通告して、一緒に審理する。蒙古では原籍と外来の区

別を非常に重視し、余所の旗の者が揉め事を起こし、面倒なことがあると旗の境外に追放し、本旗での居住権を取り消す。旗務の公所で余所の旗の者を処理する場合は該当する旗に通告してから処理することが可能であり、それをせずに処理する権力はない。このような規則はずっと続けられ、清の時代になっても変更はなされず、ただ蒙古規則の上に督府監査を設けた。また理蕃院で蒙古の一切の事務を処理するため、規則を何条か決める。重大な案件がある場合はまず盟長が文書を作つて報告し、都統衙門、將軍衙門などで処理する。もし蒙古と滿人、漢人の間で訴訟が起きたら、該当する官庁で蒙・漢双方の委員を陪審とし、審理に参加する。清朝はこのように規則を定め、蒙古を統括したが、外蒙古の四部落では昔からの蒙古法律を守り、その範囲内で起こつた事件の一切の処理は、都統衙門と北京理蕃院に報告することはない。世襲や俸禄、爵位などの問題以外でも、外蒙古の四部落と喀爾喀は理蕃院に報告しない。すべて自分の公所で処理する。独り外蒙古だけ昔の法律と訴訟を守り、変わらなかつたのである。

清朝の治法においては、内蒙古の六盟は耕地を開墾して以来、蒙古人と漢人が雜居したために、蒙と漢の官庁で処理する事件も増えた。そして各旗の公所での処理は非常に乱れ、定まつた規則がなく、漢人の規則で審理したり、或いは蒙古人の古い規則で審理をしたり、様々である。各旗の公所の盟長衙門は古い規模のままであり、協理、協領、參領、梅倫、堂官は順番に案件を審問し、軽い案件は公所で罰金などの処罰をして完結したが、重い案件は上司に文書で報告して、都統衙門で審理し罪を決める。

民国成立以来蒙古の審判は定員制で、官吏は同じようにいるが、しかし審判の規則にはかつての状況の影すらなかつた。審判を下すにも官吏なる者は随時、任意に案件を審理し、どんな案件でも一律に罰金を取つ

て完結した。庶民には審判の是非を訴えるところが無くなり、冤罪を訴えることもできなくなつた。

第十五章 人民訴訟

蒙古の民間での訴訟には、まず各部落に村長一名がいて、争い事があつたら村長に報告してから担当の佐領に事情を説明する。佐領は能力のある人なら大小の事件を処理できる。しかし佐領が処理出来ない場合は、訴訟人を連れて參領の所へ行き、状況を説明して、処理を願う。參領が審問して罪を明白にし、罰を与え完結する。參領の管轄内に発生した訴訟はすべて該当の參領が処理し、どうしても処理出来ない場合は、旗主の公所へ訴訟を持ち込む。該当の參領から上訴書がある場合は、旗主の公所で処理できるが、該当の參領の代理が上訴書無しに旗務公所に届け、衙門へと上告した場合は、罪があると見て、処罰する。本件の訴訟が印務所まで届いたら、受付をしてから、官吏を派遣して該当地に赴き、管理担当の參領と一緒に両家の事件を処理する。旗の印務所からの官吏が来る前に、村長は公館に備えてあつた十日間から一ヶ月の費用を準備し、訴訟が終わつてから參領の指示に従い、訴訟を起こした双方より精算に公費を出すか、原告被告いづれか敗訴した方から費用を出させて、公費を返還することになる。

裕福な家で財産分与による訴訟を起こし、管理官庁まで訴訟が持ち込まれた時は、派遣された官吏の中には私腹を肥やそうと思つたり、故意に期日を遅延したり、お金を請求したりして、はっきりと判明しないこともある。善良な官吏が派遣されたら、貧富に関わらず明白に事件を処理し、お金を取るうとしないから、訴訟があれば善良な官吏を指名

して、派遣員となることを願い、事件の処理を任せらる。

緊急かつ重要な案件がある場合は、参領が代理で上訴書を印務所に送り、処理に関する指示を行う。或いは旗務所で会合のある日に訴訟の双方を呼んで、旗務所で処理をする。会合をする時、担当の堂官の前で名前を読みあげ逐一報告してから、協理、協領、梅倫、参領が事情を調べて、処罰の軽重を決める。その後該当の参領に申し渡し、部落に持ち帰る。参領は処罰を言い渡し、罰によっては家畜を全て公のものとする。

民間で訴訟を起こして家畜などの処罰を受けたら、定例により処罰された物の三分は旗主の倉庫に入れられ、残りの七分は旗務所の倉庫に入れる。どんな財貨でも、三分は旗主に、七分は公費として費やされる。年に春と冬の両季節には公署に用いる出費を精算し、もし費用が足りない場合には、旗主の倉庫から補助することができる。もし旗主の家に紅白の祝い事があれば、旗務公所の倉庫から定額に応じて物を出す。しかし旗主の私的事情と公の旗務の事情はきちんと分別して処理する。故に旗に属する各部落の者が訴訟を起こしても、本旗の衙門内で完結した場合、家畜或いは財産を処罰として納める場合は、また別の規則を考慮して処理する。もし強盗或いは人命に関わる案件であれば、処罰による物は全て旗務の倉庫に入り、旗主の倉庫には入らない。旗主もこのように案件を問わず、全て旗務の処理に任せらる。

蒙古では民間の訴訟については参領が主要な担当者で、一部始終全て参領が処理した後、上級の衙門官吏に報告する。案件が完結出来ない場合も、参領が押印して終える。蒙古の風俗では参領は県の長に相当し、六百六十世帯を管理するから、管轄の地域内では相当な権力を持つ。蒙古内では参領の職が重要な職であり、訴訟事はまず参領に報告してから処理するのが訴訟の規則である。

第十六章 蒙古規則

古来より蒙古の日常の規則に、部落民のつきあいにおいて年長者を最も尊敬することがある。家庭内での規則としては、息子の嫁は舅と姑のそばに座ることができず、弟の妻も兄の前に座ることができない。年をとつても嫁たちは年上の兄弟のそばに座る事はできず、婦人は年上の兄弟や叔父を見たら、必ず起立するのが礼儀である。婦人は出産をしてから始めて舅と姑のそばに座ることができず、子供を産む前の婦人は夫の兄と父親のそばに座ることはできない。礼儀を重んじる家庭はこの通りである。また男が嫁を娶つてから、取って父母のそばに座ることが出来ず、父母が命じたら座るが、座を与えられなければ、座ることが出来ない。女性は妻になると家事と客を迎える時の礼儀や、挨拶の仕方、煙草の進め方、お茶の出し方、送迎の際の礼の尽くし方などを習い、朝晩に舅と姑を敬い世話をし、孝を尽くして家事に専念する。

訪問客が鞭繩などを持ったまま家に入るなど、この種のことは最も禁止される。また如何なる人であっても部屋に入ったから自ら進んで右の座席に座つてはならない。家の主人が座を勧めてから、客は右の座席に座る。客と一緒にお茶や酒を飲む時、まず自分の家の主人を敬い一杯を注ぎ、それに次いで客に注ぐが、主人の方は客が先に飲むように勧め、それから自分も飲む。これが礼儀である。また夜間に来る客には、家人が燈火を持ち外で出迎え、路上の邪悪な魔物が付いて入るのを防ぐために、火で身を清める。また出産の時には、男の子が生まれたら門扉に弓矢を掛け、それに赤い布を付ける。しかし女の子であったり病氣であったりしたらただ赤い布だけを付ける。そして火の神を祀る時には、家から物を貸すことが禁止され、この日には厳しい禁忌がある。

蒙古内を歩く時、鄂博を見たら拝礼し、役所の前では馬から下り、歩

いて通る。馬に乗ったままで役所の前を通過することは禁止されている。また路上で目上の人に会っても馬から下りて挨拶し、もし長に会った時は道端に避け、馬から下りて身を伏せ、長が通過してから起立し、出発する。軍人が人の家に入る場合は、刀の柄を部屋の右後方に向け、手で鞘を握って入ることとする。このように軍人が人の家に入るのには一定の規則がある。親友などが行き来する時、家の番をする犬が嘔みついてきても、何ら害を与えてはならない。もしも犬を殴ったら、家の主人は非常に怒り、犬を殴ることは主人を虐めることと同じと考える。蒙古人は非常に自分の犬を愛し、家の警備や狩猟に使い、それは男女とも皆同じである。このような古い習慣があるため、犬を殴ってはいけないし、中には家で犬を数十匹飼うこともあり、富のある家では犬を十数匹を飼って羊の警備などに当てる。蒙古人は非常に犬を重視する。

普段、蒙古人は縁起のいい吉祥な話を言うことを好む。人が引越すする時は、必ず人も家畜も平安隆盛なことを言い、それを家主も聞いて喜び、また大声で貴方の言う通りになりますよう祈ると応じて、互いに礼をする。たとえば婦人が牛の乳を搾るのを見た時は、乳が泉のように湧くようになどと言い、様々な場面でも縁起のいい事を言うのは、礼儀の分かる人である。また若い夫婦が嫁方の村で親戚廻りする時、村の外で車や馬から降りて、歩いて村に入るの規則である。年を取ってから初めて馬に乗ったまま村に入ることが許される。このように年長者を尊敬する規則は非常に厳しいわけである。若い夫婦などは自分の村の出入りであっても、馬車や馬に乗ったままではいけないので、必ず村の外で降りる。そして遠出をする長い旅に出かける場合には、まず先祖の墓がある方向に向けて参拝の礼を済ませてから出発する。男女とも時間に関わらず、旅に出かける前にまず先祖の墓のある方向に叩拝をするが、上等階級の人は、最もこの礼儀を守る。

第十七章 家庭教育

最も古い時代以来、蒙古人の各部落での家庭教育は、男女を分けて行われた。子供が幼い時、両親は男子にはまず最初に馬術と弓矢を教え、方位の識別や家の建て方などを習わせる。女子には裁縫や縫製など衣服の作り方や花などの刺繍を教える。男女とも幼童である八歳から親の教育を受け始め、すべて物を取るのに右の手を用いるようにする。物を造作する時には男子にはまず弓矢を作らせ、十歩離れた距離を基準として練習させる。十三歳になると、父兄に連れられ狩猟に行き、馬術などを練習する。十八歳になると百歩ほど離れた距離にある的に、弓矢を当てるのが出来れば、強い男と見られる。このように男子は十八歳になれば弓を引くことを鍛練して、それを力の基準とする。一つの弓力が十六斤もあるが、弓力は一力弓、二力弓、四力弓、八力弓から二十四力弓までの強度がある。普通、四力弓を引く武力が備われれば合格とされる。各部落の首領や年長者は春と秋に鄂博で定期的に会合し、各部落の青年の馬術と弓矢の力を披露させる。中等以上の家が会費を分担し、牛・馬・羊の三等の賞品を準備する。一番強い人は一等賞の馬を獲得できるから、青年はたくさん集まる。弓矢のうまい年長者は少年たちを教えるが、謝礼などは考えない。中には練習好きの少年が弟子入りをして、酒や羊馬などを礼として先生に贈る。

家庭内で女子を教育するのは幼い時から始まる。姉や母親から裁縫と玩具の作り方や刺繍などを教えてもらい、十一、十二歳になれば姉と母親が随時女子が作った玩具を見て、その成長の様子と技量が分かる。このように勉強させると、十六、十七歳になれば、自分の服と靴などが作れるようになる。

家では子供の幼児期に、父母が教え方を教え、五色の分別、星や月の

運行による天干地支、十二の時間、寒暑の循環などを教え、天地を崇拜し、長寿を敬い父母を尊敬するなどの道理を言い聞かせる。これはどの家でも同じである。女子が十七歳になると、親は家での行動の規則を教え、家の出入りの仕方や座り方から、話し方などを教え、起居が端正で、行動が安穩な子を喜び、客との挨拶などもよく勉強する。昔から家の様々な規則を女子に教え、男子より倍以上厳しく、女子に家庭の規範を求め、見識のある女子を好む。女子は幼いころから家庭教育を失ってはいけない。女子が賢良者ならば、その家庭は必ず良くなるから、各家では女子が十七歳になると掃除、洗濯などの家事ができ、茶と食事がうまく作れる子を合格と見る。男子は十八歳になって四弓を引つ張ることができ、馬群の中で自在に馬を捕まえることができ、馬術が上手で、狩猟もでき、軍人の候補者として適切な女子は男子の資格があると認められる。

蒙古ではこのような家庭教育を行っていたが、元朝時代の浩伯来車臣罕の時、仏教を広めるため、西藏から伯克巴喇嘛を招聘して、蒙古文に佛説善言経を訳し、人々が蒙古文の經典を読み始めたことをきっかけにして、家庭教育で佛説善言経を習うことが増えた。佛説によると、人間がこの世界に生まれ、貪愛七情六欲があり、善悪が循環するとある。その後佛教の典籍を写し、各部落に送るようになって以来、蒙古家庭の規範も変わった。家には佛像を安置し、佛教の經典を誦え、徐々にそれが定着していった。元の時代から蒙古文に訳出された西藏文と漢文の經典書籍があり、以来蒙古人にもそれを勉強する人が現れた。そして学問が広がり、そして幾年かの間に蒙古全域で經典を誦むことが流行ってきた。それより先ず蒙古には文字がなかったが、元の浩伯来罕が蒙古文の典籍を欽定し、それらが保存され蒙古同胞がそれを使用してきた。

元朝以後、明朝の時代に至り、蒙古は長城の北まで撤退し、明朝と敵対して境界線を守り、家庭のしきたりも守られてきたが、清朝の時代に

なると、各部落は全て清朝に帰順して、蒙古の家庭教育は改変し、風化していった。清朝は猶も佛教の寺廟を建造し、蒙古人の喇嘛教信者の用に供した。沈陽と北京、五台山、熱河などにある喇嘛廟で、經典を誦する者は皆蒙古人子弟で、蒙古の家庭教育はさらに改変し、佛説を中心としたものになった。蒙古は清朝に帰順してから、男子を従軍させる規定があるが、文人を徵用する規定はなかった。各旗には旗務衙門が決められた規定はあるが、文官は僅か二名しかなく、昇進は筆帖式により協領及び章京までである。旗の管轄地が広い旗では、印務所で文官筆帖式による三十二名の規定があるが、管轄地の小さい旗では筆帖式は十名か、八名くらいであり、文字に関わる仕事は最も少ないし、蒙古の文学は使うところがなかった。したがって家庭教育では文字教育を重んじることではなく、書籍を習うことが好きな人は自ら願ひ出て西藏文や漢文の各種書籍を蒙古文に書き写し本に仕立て、勉強好きな人が互いの遊び事にした。本の意味を解して楽しむ人もいるし、知識を増やすために本を訳す人もいる。みな自ら志願して蒙古文書籍を写したので、義務とは言わない。

蒙古文字を教える学者たちも皆それを深くは研究せず、普通に使える程度で合格とする。そのため、蒙古青年子弟が文字学習にあまり力を入らず、文学の理論にも無関心であった。ただ佛教の説をひたすら信じて、人間には三世の因縁があり、すべてこれによって決められており、この世界は空であると信じる。蒙古人は佛教を無上の教えとし、一家に兄弟が多くいたら、幾人かは出家して喇嘛廟に住み、佛教の經典を学習し、それ以外の学問に触れない。蒙古で喇嘛教が隆盛を誇っていた時、各旗では皆数十ヶ所の喇嘛廟があった。家庭内の教育もこのような中において改変し、経を誦むことが流行り、家では子供が佛を拝み、経を誦むことを教えるが、昔はこのようにならなかった。昔の家庭教育は皆慎重で、男女の資格を重視して、豪傑である名譽を大事にし、善道のあり方

を説いた。また子供が幼い時に三代の祖父の名を教えて、いつまでも忘れないようにした。もし女子が嫁いだ先で、夫と義理の両親に同じような名があつたならば、呼んではならないし、嫁は夫の家の年長者と三代の祖先の名を覚えなければならぬ。特に女子は妻となつたら、同じ名前の夫の名前を呼んではいけない。そのほかに年長者を尊敬する事も躰ける。勿論何族の者でも、自分より十三歳以上の者は叔父と呼び、十二歳上なら兄輩と呼ぶ。男女ともこの礼儀を大事に守り、謹んで年長者とつき合う。蒙古では同胞と人倫の礼を最も大事にするからである。

清の時代になると、徐々に昔の家庭教育を失い、男子が学んだ弓矢や馬術、武芸、女子が学んだ家事や手仕事、裁縫などの技術も衰えた。その上に清朝は蒙古人が漢籍を読んで、国の試験に参加して、官吏になることを禁止して、官吏の昇進と任用はすべて本旗内で行つた。旗主も世襲制であり熱心でないため、蒙古人の学者の範囲はとても小さくなつてしまつた。ただ兄弟の多い家では二人くらいを家に残して家を継がせるが、ほかは皆喇嘛廟に住み、出家させる。それが原因で蒙古の家庭教育は失敗して、佛教を信仰する家を善門としたため、人々の知識の水準が下落した。以来産業は弱くて、家畜も天然飼育が不振で、生計が窮屈になつたのは、すべからず昔の家庭教育を失つたからである。

現在の状況を見れば、女子にだけ旧来の教育の流れで手仕事の技術がまだ失われず、昔と同じように服や靴等を作つて、倦怠も表さずに力を尽くし、家庭のほとんどの事を処理している。しかし男子は家庭教育をよく受けなかつたため、非常に乱雑で次第に衰えている。もちろん漢文を習う者もいるし、蒙古文を習う者もいるが、いずれも深く分かつたらず使ふ所もない。西藏文を習つた者は皆ひたすら喇嘛僧となつて、廟に住み経を誦むのを任務とし、それ以外のことは分らない。今の家庭教育には新旧が全くなく、女子だけが服や靴作りを習っている。民国に至つて

からは、男子は信じてきた佛教、喇嘛教が不振となり衰退したため、蒙古の家庭教育は崩壊の状態となつてしまつた。

第十八章 各種産物

蒙古では古来、曠野は荒れ地で耕田がなかつた。ただ、万里の長城に近い所に少し耕地があるだけであつた。元朝より耕地を開墾し始め、嘉峪関外から張家口外までの察哈爾南部地方で耕作が行われ、蕎麦や小豆、胡麻などの糧を植えた。古北口から山海関の外、現在の卓索圖喀喇沁南部、長城より二三百里離れた所は地勢が良く、土も肥沃で四季が温暖で、定まつた節気もある。産物には五穀雜穀ともに揃い、またその他に煙草と綿花、黒胡麻と白胡麻、杏、梨、桃などの果物も産出する。ただ水田がないため、梗米が作れなかつた。そのほか蒙古では専ら牛・馬・羊の毛皮を産出する。良い馬は東西烏珠穆沁旗地方より産出し、肥えた羊は東西蘇尼特旗察哈爾八旗などで産出する。最良の牛は東西巴林王旗、東西札魯特旗が産地として有名である。以上の地方以外に、牛や馬、羊の毛皮は皆普通に産出される。蒙古では野獣も甚だ多い。黄羊という野原で生殖し、良く群をなして動き、時々二三千匹の群になるもの。この他に、狼・狐・狸・鶏などが多い。蒙古各地にこのような野獣は多いが、圍場木欄山には虎や豹、野猪、大鹿、黒熊などがある。清の康熙年間には、喀喇沁右翼貝勒の首領が敖漢旗、翁牛特旗、察哈爾八旗の長と会合して、木欄山を康熙帝の狩獵地として献上し、熱河の管轄地となつた。そのためこの山は御圍場山と呼ばれた。周圍五百里の地域では昔蒙古人が狩獵し、非常に利益を得たが、皇帝に進貢してから狩獵は禁止された。圍場長一名を置き、看守を数名安置する。この役に当たるのは全員蒙古

人である。この山に近い旗は定期的に順番で山の警備に当たる。

乾隆年間には、蒙古では耕地を開墾するため、漢人を招いて喀喇沁八溝庁から開墾を始めた。しかし年来移住してくる漢人が増えたため、八溝庁を平泉州建昌県に改めて設立した。また喀喇沁左右地方を朝陽県に、卓索圖土默特旗地方を赤峰県にそれぞれ変更した。東西翁牛特地方または長城以北に、明末から清朝初めにかけて境界線があり、西峰口から吉林の境まで境界線をひき、蒙古と漢、滿洲の境界にした。そのため沈陽の北に法庫辺門を設け、この門は科爾沁右翼前旗と、資圖王博王旗、達深三王旗の境界にあたる。法庫門東昌圖庁は博王旗にあり、長春庁は郭爾羅斯前旗にある。このように各地の州と庁、県は、全て清の康熙年間に作られ、開墾が始まった。後に清の光緒十七年、哲里木盟達爾宰王旗・圖什業圖王旗・札薩克圖王旗にも開墾地があった。以来蒙古の各地に野菜や高粱、豆などの食糧があり、蒙古人の耕作はそこから始まる。昔、蒙古は盛んに放牧をし、耕作を行わなかったが、なぜか耕作を始めてから、放牧の方は年々減産して、弊倒する牛馬羊が甚だ多い。開墾された所では必ず放牧が衰える。開墾される以前の蒙古では、野生の牛や馬が野原に群をなして移動し、ほかの野獣も多くて、その名も分からないほどであった。毎年冬に狩猟をして得た野獣の毛皮を売りに出し、収入が多かった。熱河木欄山から真つ直ぐの興安嶺東北、西南方面までの地域は、野獣も多く各種の樹木が茂り、飼育されている家畜の体格が肥大であった。その時この一円の生活は豊かで、山野に草木が茂り水も豊富で、四季の風雨も平穏で、人口は少ないが、国を守護する兵隊四十万人がいた。各部落は逐次移住して、草の豊富な所へ移り不便はなかった。天然の利を得て、放牧で生計をたて、産物も豊富であった。そのため蒙古地方は古代から牛や馬、羊などの産物が多く、放牧を産業とし、別な産業がなかった。

南は長城に近い五穀雜穀の産地に、北は興安嶺一帯から大庫倫までには松、柏、榆、樺、楊、柳などの樹木が森林をなした。東西に広がる野原には短い柳の木や草が茂り、非常に放牧に適していた。また各地の山河では金鉞や石炭鉞が多かった。また蒙古各地にアルカリ性の土があり、春と秋にその土が膨らんで雪のように地面を覆う。蒙古人はアルカリ性土の用途が分からず、漢人に安い値段で買い取られ、或いは布やお茶と交換した。蒙古人は昔から馬術と弓矢に専念して、苦勞して商売をすることはしなかったから、変化により利を得ることも知らなかった。天然放牧以外に頼りになる産業がなく、様々な産物があるにも関わらず、それを利益に変化させることは出来なかった。

ただ一つ、西烏珠穆沁にある大きな池から、蒙古人が使う食用塩が取れた。古代からこの塩に関する権利が大事に管理された。毎年春と秋に、塩が自然に発生して数尺の厚さになり、それを使用に当てた。この池は生きた宝物である。

明朝の時代に蒙古が長城を統括して、国を維持している時に、西烏珠穆沁の池からの食用塩を使用し、その他外から蒙古領内にはいる食塩を禁止した。しかし清朝以来、蒙古は徐々に権力を失い、商売人は外から海塩を運んできて、蒙古南部で販売するために、蒙古が産出する塩は南部で売れなくなった。海塩は徐々に蒙古各地に進入して、東部蒙古も本塩を使用せずに、海塩ばかり使った。

卓素圖喀喇沁南部建昌県と朝陽県等の地方は、綿花と美味しい桃、梨、白胡麻、上等な穀物、高粱の産地であった。哲里木盟南部から沈陽吉林の境辺りは黒胡麻と白胡麻、麻、高粱、豆などの産出も多かった。東西烏珠穆沁は専ら毛皮と良い馬の産地であり、古代から有名である。察哈爾八旗地方及び東西蘇尼特旗地方では尻尾の大きい羊と味のある椎茸を産出して、昔から有名であった。

耕地として一番良いのは内蒙古卓索圖盟と哲里木盟南部地方である。

土が肥えて水が清いから優良な穀物が産出された。外蒙古の庫倫辺りでは樹木が茂り、喀爾喀四部落には肥えた羊がたくさんいた。青海と阿蘭善地方では駱駝と羴、山羊などの牧畜が有名である。俗説によれば寧夏の細かな毛皮の服が一番よく、旅には阿蘭善の駱駝が一番良いと言う。

現在の調査によって分かった蒙古各地の産物は以上で全て述べた。

伊犁土爾扈特的蒙古地方では体格の大きな馬を産出した。

第十九章 放牧節氣

蒙古人は牧畜を生業とし、四季に従って移住する習慣がある。家畜を三種類に分け、馬の飼育は放群と呼び、牛を大牲口、羊を小牲口と言う。駱駝と羴馬は特別家畜と呼び、それぞれ飼育方法が違う。馬の場合は三百頭余りを一群とし、五百頭余りにもなつたら、急いで二つの群に分けなければいけない。子馬の数を確認し、一頭の子馬が牝馬を十六、七頭を統率することができ、良い子馬であれば二十頭の牝馬を管理することもできる。子馬の数でそれぞれ管理する牝馬の数を確定し、子馬が管轄すべき牝馬の認識をすると、ほかの牝馬を見ることはなく、非常に規則正しく動く。子馬は牝馬を統率する時、人間が妻子や使用人を教育する場合と同じである。先頭に立つ子馬は人間の意志に通じ、放牧者は馬の群をはかの所に移そうとすると、子馬は牝馬を蹴ったり噛んだりして集め、群の一番後ろを走り、群の世話をする。馬が子供を産んで二年半の頃、主人は馬飼いと相談して、立派な良い子馬を残す。獣医は馬の去勢をするが、その時十六七頭に一頭の子馬という比率で子馬を選んで残し、ほかは全て去勢する。手術をしてから、三日か一週間の静養をしてから、

群に入らせる。

牛の場合は数がそれぞれ違う。三百頭を一群或いは七百頭を一群とする場合がある。乳牛の数が牝牛を残すが、十頭の乳牛に一頭の牝牛という比率である。残りの牝牛は全て去勢する。

羊の場合は八百から九百匹を一群とし、時には千匹を一群にすることもある。三ヶ月たった子羊は検査して、六匹の雌羊に一匹の雄羊という比率で雄の子羊を選び、残りを全て去勢する。

馬は八ヶ月に一回子馬を産み、牛は七ヶ月に一回子牛を産み、羊は六ヶ月に一回子羊を産む。この三種類の家畜の飼育方法や、性質は違う。四季の変化に従って草を捜すが、馬は平野の草を好み、牛は川岸に生える草が好きで、羊は高い岡や山の峰に生える草を好む。

春は牧場が一定ではない。家畜の性格が穏やかではなく、性質が乱れやすいため、家畜の行く所に随い移住する。夏になると暑くなり、蠅などは家畜を噛むから、牧民は風通しのいい高い岡に引越す。秋になつて家畜の性質も安定して、草の種を食べるから体が太り、放牧地も河或いは池に近い所に移す。冬になるとまた放牧地を日当たりのいい高い岡に移す。こうして一年を四つの季節に分ける。春の三ヶ月は背い草が生える山川に移住して、夏の三ヶ月は高い岡と砂辺に移って、秋の三ヶ月は河に近い所で生活して、冬の三ヶ月は日当たりのいい所に移るわけである。

放牧の規則としては、冬と夏には家畜の飲水の問題を一番重視する。もし適切な手配ができないと、家畜は病気にかかり、死んだりすることもある。そのため年来の経験により、以下数条の規則を作っている。

一、十月から三月初旬までの間、もし霜が降りたら、家畜を外に出さず、日が出て霜が消えてから放牧を行う。これは胎内にいる子馬を

守るため、牝馬が霜の付いた草を食べると流産するから、厳禁である。

二、夏の伏暑までの間、炎天下の暑さの中で家畜の飲水を禁止する。群が争つて水を飲むため病気になる家畜もある。したがって夜半になつてから水を与える。冬の十一月から二月の間、牝馬と乳牛に井戸の水を与えない。河の水だけ与える。胎内の子供を守るためである。

三、春秋の両季節には、群の分散を厳しく防止する。家畜が激しく走ると、幼い家畜が傷を受けたりするので、牧民は昼夜を問わず注意深く管理すべきである。

四、牝馬と乳牛は身籠もつた時、急いで走らせてはいけない。群が込み合つて怪我をすることもあるからである。ゆっくり走らせるのは一番重要である。

五、牛や馬、羊はみな名がある。馬は毛色と尻尾の形により名付け、牛と羊は角と尻尾で名付ける。去勢してから、主人は自分の家畜に印を付ける。各家に自分の印があり、他の人と同じ形と文字を使う印はない。牡牛、子馬、雄羊、牝馬、乳牛、雌羊は甲乙の毛で名前を付ける。

六、放牧のため移住したり場所を選んだりする時は、必ず部落長に報告してから動くようにする。二つの家と同じ場所を選んではいけなしいし、もし揉め事があつた場合は、長に報告する日付を基準に、先着順で決める。先に報告した家は引越しができ、争つてはいけなしい。

七、放牧の規則を違反したり、任意に移住したりする者がいたら、長が事情を調べてから、鄂博の前でとり決めた規則で厳しく処罰し、一律遵守を求める。

放牧の規則は以上の数条であり、一年の終わりの移住もそれに従う。

古来、放牧を生業とするため、伝授された経験を生かし、見識も広まり、牛や馬、羊の寿命の長さも分かつた。もつとも長く生きる家畜の毛の色は、歳の数だけ雪のような白さになる。

馬の場合は二年を一歳と計算し、齒の生え状況を根拠とする。馬の年齢は三十三歳止まりであるが、白馬は六十年余りまで生きる事もある。

白牛は四十歳余りまで生き、白駱駝は五十歳以上生きることができ。白い綿羊は十三、四歳までで、白犬は十七、八歳までである。白色の家畜以外の赤や黒、青、黄色をした家畜の寿命は分ならず、普通二十五年を限度とする。

牛や馬、羊、豚、犬、鶏の生育周期は、牛は妊娠六ヶ月で子を産み、馬は八ヶ月、羊は六ヶ月、驢馬は馬と同じで、鶏は十二時間で卵を産み、一ヶ月で孵化する。駱駝は十ヶ月で子を産むが、豚は五ヶ月、犬は三ヶ月、猫は四ヶ月である。蒙古ではこのような経験があり、これらを勘案して四季に従つて草を捜して放牧したわけである。

牛と羊の肉を食用とする時、牛の場合はまず群から生育能力のない牛を探し出す。子を多く産む牛を吉祥牛と呼んで、いつまでもその肉を食べてはいけない。子供を産む功績があるからである。その牛が年を取つて死んだ場合は、土に埋葬する。このように功績のある家畜の肉は食べないから、そのような牛や馬に別の印を付けて、年を取つて死んでもその肉は食べずに埋葬する。食用或いは販売する牛や馬にも規則が決まっている。但し羊の場合は違う。羊の群を見て、生まれてから六ヶ月が経つた羊はすべて食用にできる。子羊の毛皮を使う場合は、生まれて二、三ヶ月の羊のものは使える。蒙古には元々牛や馬、羊はいたが、鶏と豚はいなかつた。後に蒙古地方の耕地開墾によつて、豚や鶏も家で飼育する

ようになった。

蒙古の風習の中で、特に犬を喜んで飼ったのは、ただ狩猟のためだけではなかった。羊の群の護ったり、牛が出産する時、狼に襲われないように保護したりするため、蒙古の各部落で良い犬を飼う風習があった。蒙古の放牧季節は随時移住で、以上のような規則がある。

第二十章 山川神社

元来、蒙古には廟や塔、寺など、祈禱用の建物はなかったが、山川神社は祭祀の場として存在した。蒙古は昔、最も天地の神を丁重に敬い祀ることを大事にし、各部落では近くの山峰や、高い崗に石を立てて天神の位として祀った。毎年春と秋には天神の盛大な大祭を行い、祭祀する季節である。地神を祀る時は地形を調べて、河の側や高い崗にある一本の樹木などの清潔な所を選び、地神の位を祀る。四季の祭りは全てそこで行う。山川神社を決めてから、人々はそこを重要な地と考え、常に叩拝する。

天地の神を祀る所には、石の山を三十三堆作る。あるいは一堆作る、十三堆作るところなどがある。天に三十三の神がいるから天神を祀る場合は三十三の石の山を作るし、地神は十三人いるから、地神を祀る場合は十三にするわけである。天と地を祀る所を蒙古語では「鄂博^{オボ}」という。鄂博に関する規則があり、周囲には境界線がある。鄂博内の土や草、石は壊してはいけないし、規制が厳しく、放牧してもいけない。

古代に遡れば、有名な英雄の死後、その遺体が棄てられた所に石の山を作る習慣がある。長い間、人々はそこを祀るために、それを鄂博と呼ぶ。某鄂博というふう呼んで、それが後に一円の鄂博となる。そのた

めに蒙古各地に様々な鄂博がある。天地の神を祀る鄂博の規則があり、人々は毎年本地の山川鄂博を祀る風習がある。鄂博には官立と私立の二種類があるから、蒙古内地では部落鄂博と国家鄂博の分別がある。毎年盛大な祭りが行われるが、官と民ではその祀り方が異なる。国の山川鄂博を祀る時には、国王は自ら人々を従えて、鄂博のある所へ行つて祀り、部落の鄂博を祀る時は、長と会長が村の人々を連れて部落の鄂博に行く。祭典に必要な供物には牛・羊・酒・米・茶などの物がある。蒙古人は従来山川神社鄂博を大事に信じて、外出する場合は官吏、部落の長、庶民に関係なく、皆先ず鄂博の所へ行つて叩拝する。そして地神に旅の安全、人馬の平安を願つてから出発する。途中で鄂博のある所を通つたならば、必ず馬から降りて拝み、そして歩いて鄂博の境内を通過して、馬に乗つて回り道をする。

このように鄂博を崇拜する風習があったが、元朝の時、印度佛教が伝来し、西藏喇嘛拍克巴は蒙古に来て喇嘛教を布教したため、寺院が作られ、西寧、青海、庫倫などの各所に喇嘛廟が建つた。当初、喇嘛廟を造る時、まず有名な喇嘛に占ってもらい、予定地にある神と佛について聞く。喇嘛はまず身を浄めてから三日間経をあげ、それで夢占いで予定地を主宰する神はどんな神かを見る。もし夢で川や池を見たなら竜王廟を造り、樹木を見たなら火神廟を造る。そして大きな山や崗を見たなら三佛寺廟を造り、婦人と子供を見たなら、娘娘菩薩廟を造る。このような方法で、善行を行う家は廟を造るから、蒙古各地で互いに見習つて廟を造つた。佛教を熱心に信仰する家では廟を造つたり、佛像や佛絵を置いたりする。西藏から喇嘛を招いて廟に住ませ、蒙古人の子弟に西藏文の經典を読むことを教える。このように民間の風習は徐々に変わり、佛教を信仰する事を重んじ、昔の山川鄂博に対する信仰を忘れた。鄂博を祀ることが年を経るにつれて減少した。そして、西藏達賴喇嘛は自ら佛

像を造って、蒙古の長と王侯に贈り、それを祀るようにしてからは、蒙古人は西藏の銅製の佛像を欲し、護身の宝にするようになった。

善行を積む子弟は家を捨てて、一心に西藏文を勉強して、毎日朝晩の経を読んで、佛を拜む。そのため家ごとに佛を祀る所がある。佛教が蒙古に入る以前には、蒙古人は山川鄂博を祀って、一円の人々の平安を祈った。天と地の神を最も崇拜して、鄂博を重要な聖地と見た。その時代には各家に佛を祀る所はなかった。後に佛教が蒙古に伝来してから、人々は佛教を信じるようになり、西藏佛教の教えに従って、部落の中に村ごとの廟を造って、参拝を行った。そのため、蒙古各地の部落では廟一ヶ所と鄂博一ヶ所がそれぞれある。毎年、鄂博を祀る時、昔からの古い規則で行い、古い習慣を捨てなかった。平時は家で経を読んで佛を祀った。今日の蒙古での信仰風習は山川鄂博と喇嘛廟のほかになにもない。このような状況ではあるが、鄂博は天地の神を祀るところであり、喇嘛廟は佛敎の菩薩たちを祀るところである。